

一般社団法人徳島県医師会代議員会議事規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人徳島県医師会定款第27条の規定に基づき必要な事項を定める。

第2章 代議員会の成立及び開会

(代議員会への出席)

第2条 代議員は、招集の通知により指定された日時、場所に参会しなければならない。

2 病気その他事故のため参会することができないときは、その旨を議長に届け出なければならない。

3 代議員は、出席できないときは、当日の開会時刻までに、その職務を代理する予備代議員を議長に届け出なければならない。

(開会宣告)

第3条 代議員会が成立したときは議長が開会を宣告する。

第3章 会 期

(会 期)

第4条 代議員会の期日は1日とする。ただし、必要により時間を変更又は延長することができる。

第4章 議 席

(席次の決定)

第5条 代議員の席次は、あらかじめ定め た郡市等医師会単位のローテーション方式により議長が指定する。

2 予備代議員の席次は、代議員の席次による。

第5章 議事日程

(議事日程報告)

第6条 議長は、議事日程を定め会議の冒頭にこれを報告しなければならない。

(議事日程の変更)

第7条 議長が、議事日程の変更を必要と認めるとき、又は、変更の動議があるときは、代議員会に諮り討論を省略し、これを決することができる。

2 会長から、緊急事件として要求があったときは、議長は、ただちに議事日程を変更することができる。

第6章 議 事

(議事運営委員会の設置)

第8条 会議の円滑な運営を図るため、議事運営委員会を設ける。

2 議事運営委員会に関する規則は、別に定める。

(動 議)

第9条 代議員会の発案又は議案に対する修正その他の動議は、2人以上の賛成がなければ議題とすることができない。

(議案の一括附議)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の議案を一括して代議員会に付することができる。ただし、異議があるときは、代議員会に諮り討論を省略して、これを決することができる。

(疑義及び異議)

第11条 代議員会に関する疑義は議長が決する。

2 その決定に異議があるときは、代議員会の決するところによる。

(一事不再議)

第12条 否決された案件は、同一代議員会に再び提出することはできない。

(代議員会の非公開)

第13条 議長は、必要と認めるときは、代議員会に諮り非公開にすることができる。

第7章 発 言

(発言の許可)

第14条 議案に対し発言しようとする者は、議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を得て発言するものとする。

(議長の発言)

第15条 議長が、代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席につかせ、議席において発言しなければならない。

第8章 決 議

(決議の宣告)

第16条 可否を決するとき、議案を可とする者は、起立又は挙手をさせ、職員がこれを点検し、その可否の結果を議長が宣告する。

(討論の終結)

第17条 弁論が終わらなくても、議長は、討論が尽きたと認めるときは、代

議員会に諮りその決を採ることができる。発言者が未だ尽きなくても、代議員が討論終結の動議を提出し、2人以上の賛成があるときは、議長は、代議員会に諮り討論を省略して、これを決することができる。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第18条 議案その他の事項を審査、修正又は起案するため、議長の意見又は代議員の2人以上の要求によって、代議員会に諮り委員会を設けることができる。

2 代議員会が設置する委員会の委員は、代議員から選任する。

3 委員は、代議員会の承認を得なければその任を辞することができない。

(委員長の選任)

第19条 委員は、委員長を互選する。

(招集及び議長)

第20条 委員長は、委員会を招集し委員会の議長となる。

(定足数)

第21条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(議長及び副議長の出席、発言)

第22条 議長および副議長は、委員会に出席して、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(経過報告)

第23条 委員長は、委員会の経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。

第10章 議事録

(議事録の作成)

第24条 議長は、議事録を作り、代議員会の顛末を記載し、議事録署名者と共に連署しなければならない。

(議事録署名者)

第25条 議事録署名者は2人とし、出席代議員中より議長が指名する。ただし、異議あるときは選挙によるものとする。

附 則

- 1 本規則は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 本規則は、平成30年4月1日より施行する。